

# 平塚市ラグビースクール規約

(名称)

第1条 この会は、平塚市ラグビースクール(以下、HRS という)と称する。

(目的)

第2条 HRS はラグビーフットボールを通じ、スポーツの楽しさを知り、仲間との協調性を養い、優しく素直な心を育て、自身の健康な体を育成することを目的とする。

(運営)

第3条 HRS の運営は平塚市ラグビーフットボール協会理事、指導者および保護者によりボランティアで行うものとする。

(活動内容)

第4条 児童等に対するラグビーフットボールの指導。

(1) 活動(練習/対外試合)は月3回以上を原則として日曜日に行う。

但し、天候および春季・夏季・冬季休暇についてはこの限りではない。また、練習場所の事情や平塚市ラグビーフットボール協会の活動事情により、土曜日もしくは祝日に行う場合もある。

(2) 他の団体(ラグビースクール)との合同練習や試合。

(3) 神奈川県ラグビーフットボール協会が主催する大会等への参加。

(4) その他目的達成の為の諸活動。

(入校資格等)

第5条

(1) スクールは原則として、3歳児から小学6年を対象とする。

(2) スクール活動に対し生徒もしくは保護者が公序良俗に反する行為、名誉を傷つけ目的に反し、ふさわしくないと判断した場合は退校に処する場合があります。

(3) スクール活動中に怪我が発生した場合、スポーツ保険の範囲においてスクールが責任を負い、これを超えるものについてはスクール生徒本人が責任を負うものとします。

(入校申し込み)

第6条 入校の申し込みは定められた申込書兼同意書を添えて申し込むものとする。

(校費等)

第7条 校費は年一括納入とする。4月末日までに12000円を所定の口座に振り込むこと。

(1) 校費はスクール運営費、スポーツ傷害保険費及び協会登録費に充てる。

(2) 途中退校の場合、払い戻しは行わないものとする。

(3) 途中入会の場合、その月割分を所定の口座に振り込むこと。

(組織)

第8条 HRSの組織は以下とする。

- (1) 校長 HRSを代表するとともに、組織全てを統括する。
- (2) 副校長 校長を補佐し不在時はこれを代行する。
- (3) 指導部会 運営部会が統括する。コーチング、レフリング及び安全対策に関する活動を行う。  
学齢に応じた練習内容の立案及び実行。  
指導部会(コーチ会)メンバーは運営部会の承認がなければ参加できない。(コーチ資格の認定要綱 付表1)
- (4) 事務局長 HRSの活動全般を補助し、会計、用具、練習場、他団体との交流、県ラグビー協会の窓口を担当する。
- (5) 事務局 事務局長が統括する。  
事務局は平塚市ラグビーフットボール協会理事2名以上の推薦がなければ参加できない。
- (6) 部長 HRS活動における会計責任と外部渉外を担当する。
- (7) 監査 会計監査の任期は2年とする。但し、再選は防げない。 ←項目いるかな？

(運営会議)

第9条 HRSを円滑に運営するため、運営部会、指導部会及び全体会議を置く。

- (1) 運営部会は、校長 副校長 事務局長 部長 顧問で開催し、HRSの最高決議機関とする。  
部会運営は校長が会議の開催権利を持つものとする。
- (2) 指導部会は、指導者全員で行いコーチング、レフリング及び安全対策に関する研究及び情報交換の場とする。校長が会議の開催権利を持つものとする。
- (3) 全体会議は、運営部会と指導部会とで行い、意思の疎通と全体の懇親を深める場とする。

(事業年度)

第10条 4月から翌年3月迄を一事業年度とする。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、運営会議の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この規約に定めないものについては、運営会議で審議決定する。

付則

この規約は平成30年4月1日から施行する。

改定:令和3年4月1日 第5条(1)対象学年を修正、(2)、(3)の文言加筆および修正

令和5年3月31日 第8条(2)(3)(4)(5)の修正、第9条(1)(2)の文言を修正